



東地裁総第 526 号

令和 4 年 3 月 2 日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長 平木正洋



司法行政文書開示通知書

令和 2 年 12 月 6 日付け（同月 7 日受付）で申出があり、同月 7 日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書（片面で 4 枚）
- (2) 令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書（フォローアップ用）（片面で 1 枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1 の(1)の文書には、公にすることにより裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報、公にすることにより情報セキュリティ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報並びに公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第 5 条第 6 号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1 の(2)の文書には、公にすることにより裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより情報セキュリティ事務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話 03 (3581) 2733 (ダイヤルイン)

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察実行部	査察実行部	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	指摘事項の原因分析	業務処理上の改善策	オーバーラン・ノック等
東京地裁	東京地裁本府	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	裁判部門において、受取事項を把握するため、平成29年度の受取で指摘事項となることと並びて、請求権者に対する請求状況や請求結果を踏まえた再請求が行われたが、その際に既に提出された請求が行われていなかった。	査察担当者が在任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において実施状況を確認した。	査察担当者が決められていないため、要請会等の存在は認識しつつも、責任をもって対応すべき範囲が大きいまでの間で放置され続いている。ますます処理しにくくなるという状況に陥った。	担当者を割り振り、定期的に、又は案件に応じてしかるべき時期に巡回を行って実施することとした。	問題意識はあっており組むべき課題であることは認識しつつも、開示や担当が定められていないために事实上放置されることがないよう、今後も担当を定めた仕組みの確立を指導する。
東京地裁	東京地裁本府	民事	裁判官の判断を要する事務処理の適正確保に関する事項	裁判官の指示又は裁判官が提供した情報(付属)のうち、明らかに用済み後のものがあった。	査察担当者が記録ロッカーに貼くなどで拾出した記録を確認した。	付属を受けた係は、明白前の付合合わせを実施せず、打ち合わせに際して、付属を利用して、指示又は情報提供を行っている。期日終了後も、料金書記官までは提出裁判官が当該部門の情報を確認するため実施しないよう指導をしてきたため、記録に用済み後の付属が貼付されたままになっていた。	上記調査分析のとおり、裁判官の指示により、期日終了後までには実施しない取扱いは実質しないが、期日終了後の付属は、記録ファイルの後ポケット内に保管することとした。	必要な箇所にわかりやすく指摘、説明する方法としての手帳をゆえに使用される方法である一方、用済み後房票が置換づいていいと読み忘れやすい。民事部主在任書記官会議等様々な機会を捉えて、用済み後房票の置換に向けた注意喚起を続ける。
東京地裁	東京地裁本府	民事	裁判官への通報、回答のやり取りをする付箋がページの裏面中に貼られており、回観請求申請があったときは注重が必要な状況である。	裁判官への通報、回答のやり取りをする付箋がページの裏面中に貼られており、回観請求申請があったときは注重が必要な状況である。	査察担当者が記録ロッカーに貼くなどで拾出した記録を確認した。	用済み後房票を設置できていなかった。	付箋の貼り方の見直し(不要になったら直ぐに剥がす、貼れない位置に貼るなど)を行った。また、回観請求の際には、全ページを確認することを徹底した。	必要な箇所にわかりやすく指摘、説明する方法としての手帳をゆえに使用される方法である一方、用済み後房票が置換づいていいと読み忘れやすい。民事部主在任書記官会議等様々な機会を捉えて、用済み後房票の置換に向けた注意喚起を続ける。
東京地裁	東京地裁本府	民事	その他	訴訟救助の事件管理について、個々の書記官において個々上で管理するので、エクセルを利用して管理していないことなので、一貫性や情報共有という観点からも管理すべきである。	査察担当者が在任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	これまで、係員書記官ごとに適切に実施しており、記録ロッカーの直接や、確定記録の引継ぎの際に生じてチェックを行なってきたところであるが、やはりそれだけでは自認事由処理のチェックから漏れてしまう可能性もあった。	一貫表による管理や他部の実績などを参考に改善を検討中である。	主任書記官による業務管理の視点からも、部内全体について適妙状況を確認できる手段を採ることは重要であるから、適切な手段を取ることを促す。
東京地裁	東京地裁本府	民事	その他	訴訟救助がされた事件の記録上、宿泊費用計算書が作成されていないのがあった。また、取扱状況が必ずしも記録上明らかにされているとはいえない事件があつた。	査察担当者が在任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	宿泊費用計算書を作成は、作成を先念していたもの。取扱状況が記録上明らかにされていなかったものは、処理中であったもの。	納付帳簿者は、宿泊費で通常が取れないこともあり、処理に時間を要していた。任意納付にこだわらず、審査と取扱決定等の処理を進めよう書記官室で確認済み。	主任書記官による業務管理の視点からも、個々の事件で必要な対応があれば後押しさせるよう促す。
東京地裁	東京地裁本府	民事	その他	事件発見後の納付事務等について、一貫表の作成を抜かりがないようにして管理する。	査察担当者が在任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	発送段階の事務処理にばかり意識が傾き、「立候亭取扱印」の間に押印があれば、その後の結果の追跡が粗かにぎりがちであったことが原因であると考えている。	宿泊発生通知年月日欄の記載がないものについて、順次、既持・未決の確認作業を進めている。また、この事務を段階的かつ遅延のないものとするため、訴訟救助を付与した事件についての管理制度(訴訟救助付与事件管理一覧表)を部に新たに備え付けることとした。	主任書記官による業務管理の視点からも、部内全体について適妙状況を確認できる手段を採ることは重要であるから、今後は管理制度をもとにして管理するよう指導する。
東京地裁	東京地裁本府	民事	その他	上記された事件で確定後に支拂決定等をすべき事件が記載されていない。	査察担当者が在任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	査察の時点では、8月に交付された主任書記官が初めて有フルダーにある訴訟救助事件一覧表の存在を認識していなかった。	査察後は訴訟救助事件一覧表の存在を確認したので、一覧表をアップデータして該当事件を把握することとした。	主任書記官による業務管理の視点からも、部内全体について適妙状況を確認できる手段が維持され、引き継がれるよう指導する。
東京地裁	東京地裁立川支部	民事	その他	1. H30.1.17に適用した事務で訴訟救助により請求されても訴訟費用の取扱手続が行われていないものがあった。東京地裁の担当書記官がH30.1.17に聴取し、その後手続が実施に着手しなかったため、見かねた主任書記官が引き受けたものの、署名のため捺印できない状態であった。当事者が複数で各自長時間手も與なり、投分割算が複数だったため、主任書記官は内容を把握するのに時間を要した。現在、任意納付を促す会議の計画を行い、送付する書面を準備中のことであった。 1. 次回の費用回収国庫を3年後に行う予定としているものがあった。 2. 2019年1月に提出された訴訟救助事件一覧表であったが、主任書記官だけでなく、府として対応を行うことも検討すべきである。)	査察担当者が在任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	対応困難な状況を、主任書記官が一人で抱え込む状況となってしまった。個人の努力に任せるとばかりではなく、複数による検討や対応が考えられてよかつた。	複数困難な事案では、複数による検討や対応が多かつてよいし、複数による検討や対応が求められる場合は、主任書記官が主任書記官であっても、個人の手に任せるばかりではなく、組織的問題と捉えて、場合によっては本府とも情報共有しながら、有効かつ効率的な方法を検討することも考慮される。	事案の内容が複雑であったり、複数の問題を抱えている場合には、担当者が主任書記官であっても、個人の手に任せるばかりではなく、組織的問題と捉えて、場合によっては本府とも情報共有しながら、有効かつ効率的な方法を検討することも考慮される。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察官	被査察官	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
東京地裁	青梅簡裁	民事	その他	和解に係る決定を行った事件について、予前審切手管理段階で、実際に返還する日以前に、因決定が確定すべき日に返還する旨の記載をして、使用該欄及び該欄の記載と返還事務担当者の押印をしているものがあった。専務の権限化及び明確化の観点から、予前審切手担当の記載及び押印は、予前審切手返還事務を実施する日を記載するよりは是正を求めた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	和解に係る決定を送達する際に、該券の返還遅れを防止し、事務処理を一括的に行うために、決定確定後にすべき部券の返還処理を予め準備していたものである。	実務に該券を返還する日に、改めて部券を確認したうえ、予前審切手管理段階の記載及び押印を、予前審切手返還事務を実施する日に記載するように指導改善した。	記載の記載の意図に沿った處理こそが本来の理由に合うという意味で「合理的」であることを理解させ、处理に反映させるべく、改めて主任書記官から指導させる。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	別事件の和解事項が、記録裏表紙の後ろに記載している記録や、専務室への記入欄に記載している記録があること。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	各担当者ともチェックリストのことであったが、事件記録作成に於ける基本的理解、記録と注意の不足と考えられる。	別事件の和解事項が記録裏表紙の後ろに記載されている記録については、記録裏表紙と事件番号の確認を徹底するよう主任書記官から指導した。専務部の記入欄に記載の右側に因する専務官印(毛筆)が第3分欄に記載されていた件については、記録外書面が記録のサブケートに入れるに留めた。	基本的に主任書記官が記録裏表紙のポイントとして捉え、指導を地道に実施することによる。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	確定記録における専務切手の捺印がない必ずしも統一されていないよう見受けられた。また、保管金受取一覧表を事件記録につり込む取扱いも必ずしも統一されていないよう見受けられた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	各取扱について周知、徹底が不足し、またそれについての指導も十分ではなかった。保管金受取一覧表の統一については、予前時に印刷したものそのまま実施している事務もあった。	主任書記官の記録裏表紙待合室の記録ロッカーに入れる前に、返還時の各種票類を印鑑等で部屋に入れておくことと確認済み。予前時に保管金受取一覧表の便りこみは特に請求されていないことなので、簡便な事務はしないようにすることを確認済み。	可能な限り統一した事務を行うことで、誤りや見落としを防ぐ効果があるので、統一の目的ないは効果を明確にして、他の運用を定着できるよう指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	返って指定事件等の進行が停止している事件について、期日が取り消された後、担当代理人との対応状況について記載した付箋を記録に貼ってあるものの、他の書記官へ話すにはなっていない記録があった。休止については記録上明示されていた。エクセルなどを利用して進行状況を入力して管理するなどして、他の書記官との情報共有ができる方策を検討する必要がある。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	メモだけではなく、電話的取次や口頭取次等の作成、あるいは返却一覧表を作成するなどして中斷等の理由や状況を明確化することの徹底が不足していた。	超過一覧表等を作成するなどして中斷等の理由や状況を明確化することについて、改めて周知徹底を行った。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一覧性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	返って指定事件等の進行が停止している事件の管理について、記録上は、停止の理由や経過が担当者以外の職員も分かるように明確になっていたが、システムには記録の画面に記録に入力している係員と記録に入力していない係員があった。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	平成30年4月から中断・返って指定一覧表により部内で共有しているほか、事件記録に各自適宜の書きにより進行状況を記載しているところ、平成30年3月以前から在籍している職員は、 <u>記録</u> にも記録に入力しているため、係によって状況が異なっている。	平成30年3月以前は部内で共有していなかったところ、現在は一覧表により部内で共有しているため、改善は未定していないが、4月以降職員構成の変更後に部内で共有方法等について協議することとした。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一覧性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	返って指定事件等の進行が停止している事件の管理について、記録上は停止の理由や経過が担当者以外の職員も分かるように明確になっていたが、システムには記録の画面に記録の入力はまことに出来ている書記官もいる。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	ミンタスへの入力につき、部内で統一的な扱いがされていなかった。	査察後、進行停止中の事件については、記録に表示する内容でなくミンタスの登録欄に記録する必要についての説明をわかりやすく説明。今後、所管部署へは、該登録欄へ記録する旨に改めてミンタス入力についての周知に対する取扱いを行う。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一覧性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	確定手続の開始によって中斷された事件において、その理由や現在の状況については専務に記載されているが、その途中経過については明確(定期的)に記載されていない記録があった。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	指摘された件は、確定事件は専務会議期日が施行している状況であったが、担当書記官は前記会議期日後位に確定裁判所にて会議期日の結果を確認し、記録紙に次回期日をメモすることで、両人が不在の際も事件の進行状況が分かるようになっていた。	査察後、担当書記官においては指揮を受けたことを運営に伝えるとともに、部内の職員に対しては要請事務後の部会議において、指摘された點を周知した。今後では、確定事件に係る下級者が中斷している事件については、中斷の事由及び現状より状況を他の職員が見てわかるように記録紙へのメモを記述することとした。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一覧性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	返って指定事件等の進行が停止している事件の管理について、各書記官がそれぞれ工夫しているが、同一はされておらず、担当者以外の職員が直ちにわかる状態にはなっていない。返って指定の担当ごとに部内で統一した扱いを検討されたい。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	これまで、様々な書記官の事務処理に変わられ、部内の統一取り扱いを確立してこなかったことによる。	当事者の死亡、法人の合併、確定による中斷等の進行停止事務がわかる部内同一の「進行停止中の事件の記録整理票」を作成し、進行停止の事情が生じた事件については、この管理票を記録の表紙パケットに差し込み、担当書記官以外の書記官等が見ても容易に事情がわかるように改めた。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一覧性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	進行停止事件のうち、破産による中断事件について全件明示されているものの、「破産による中断等事件経過票(9室)」の用紙を使用している記録と使用していない記録があり、使用していても更新された情報の記載がなかった記録もあるなど、事務処理を統一することを提案した。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	破産中断事件の進行管理については、即時抗告事件を含め、 ■ 室内で一括管理とする扱いになっているところ。 從前は、破産事件について上記の経過票を記録に挟んで管理していたことから、各書記官が独自に経過票を使用して代替していくものと思われる。	現在、進行停止事件の進行状況については進行停止事件管理表において進行管理を行っているところであり、今後、上記経過票は使用しないこととともに、更新情報の入力漏れがないよう徹底した。	可能な限り統一した事務を行なうことで、誤りや見落としを防ぐ効果があるので、統一の目的或いは効果を明確にして、部の運用を固められるよう指導する。
東京地裁	青梅簡裁	民事	その他	調書判決、和解調書などについては、裁判官の決裁前のものを利用して正本を作成しているが、正本作成における過誤防止の観点から、判決正本と同様に調書判決の原本をコピーして作成することを検討するよう促した。	査察担当者が主任書記官等から聴取した。	從前行っていた事務処理を見直すことなく、自分がやりやすいように事務処理を行っていたものである。	今後、判決正本と同様に調書判決等の原本をコピーして作成することとした。	時間の経過や担当者の異動などによって、取扱が元に戻らないよう翌年度以降も注意する。
東京地裁	武藏野簡裁	民事	その他	正本の作成方法について、2つある係のうち1つの係では、裁判官から正本作成用に印刷されたものを受領の上、これをコピーして正本を作成していることである。東京地裁及び東京簡裁のはばすべての裁判体で署名後の原本をコピーして正本を作成していることを紹介した上で、原本と正本の同一性を損なわないよう、從前の方法を維持することが適当か検討を促した。	査察担当者が主任書記官等から聴取した。	裁判官が、裁判官の署名押印部分のコピーが外部に出ることに抵抗があったものである。	署名後の原本をコピーして正本を作成する方法に変更した。	時間の経過や担当者の異動などによって、取扱が元に戻らないよう翌年度以降も注意する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	判決原本の交付が直前になることが多いため、言渡し前判決書の箱を利用せずに、記録と一緒に判決原本が保管されている。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	判決原本の交付が直前になることが多いため、記録とともに保管するのが便宜であると考えた対応であった。	言渡し前の内容漏えい防止等の観点から、より厳格な取扱の必要性を認識し、判決言渡期日まで同ボックスに入れて事件記録とは別に保管する方法に改めた。	時間の経過や担当者の異動などによって、取扱が元に戻らないよう翌年度以降も注意する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	記録外書面として取り扱うのが相当とえられる簡便封筒書類やファクシミリ送信書(差し替えされたい旨が記載)が事件記録の第3分類につづり込まれているものが見受けられた。また、裁判にわたる閲覧等制限申立書が未記述書類と共にいわゆる第4分類につづり込まれているものが見受けられた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	記録不足で、取扱を徹底できていなかった。	事件記録として纏りこむ書面とそうでないものと確認をした。受領した書面については差し替えはしないことも再度確認した(差し替えとして提出してても、先に提出した書面とともに事件記録に編集している)。 いわゆる第4分類には、特に裁判官(休)の指示がなければ、未記述書面や取扱未了の証拠を繰るよう確認した。	記録が正しく整理されることは、事件の安定した進行を支える重要な要素であるから、普適的な事項として、民事部主任書記官会議や独簡ミーティング等様々な機会を捉えて、首次席書記官から繰返し意識づけする。
東京地裁	青梅簡裁	民事	その他	記録ロッカー内に、すでに保存済みの事件について、秘匿情報の情報が記載された書面と事件記録からつづり込まれたファイルのみが保管されていた。このファイルは、事件記録とひき舟にして保存すべきものであることから、直ちに是正するよう指示した。	査察担当者が記録ロッカーに赴き、記録ロッカーを実地検分した。	後に記録整理の際に、まとめて処理する予定であった。	直ちに当該事件記録とひき舟にして保存し、今後、秘匿措置の取られた記録については、直ちに同様の処理をするよう指導は正した。	記録が正しく整理されることは、事件の安定した進行を支える重要な要素であるから、普適的な事項として、民事部主任書記官会議や独簡ミーティング等様々な機会を捉えて、首次席書記官から繰返し意識づけする。
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	「秘匿」と書いた大きな付属は貼られていたものの、表紙に「秘匿情報あり」の失書きがされており、分離した書類の縫綴された場所に「秘匿情報の表示」の紙が貼れていた。記録外書面(最高裁判所のメール)が何の表示もなく縫締られていた(いずれも指摘により直ちに修正された。)。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	前段は、「秘匿(希望)情報の管理について(東京簡裁版)」の参照が十分でなかったこと、後段は、記録外の書面を漫然と記録の第3分類につづりていたことによる。	前段は、今後、該当案件の処理にあたっては、「秘匿(希望)情報の管理について(東京簡裁版)」を逐次参考し、これに沿った処理を確実に行なうよう徹底する。 後段については、書面を漫然と記録の第3分類につづりると共に、書面の性質を考え、記録の一部にするあたた場合は、記録外と、別保管とするなど、適切な措置を講ずる。	記録が正しく整理されることは、事件の安定した進行を支える重要な要素であるから、普適的な事項として、民事部主任書記官会議や独簡ミーティング等様々な機会を捉えて、首次席書記官から繰返し意識づけする。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	秘匿情報が表れている書類の取扱において、秘匿の判断が1年以上留保されている事案で、秘匿(希望)情報の記載された書類が、記録に縫締られていて、「秘匿情報」との付属が付いている状態であった。判断前の取扱いについて、部の取決めがない。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	秘匿情報の取扱いについての部の取り決めはあるものの、細かく判断前の取扱いや判断後の取扱いという場合分けはなく、それでも秘匿情報が記録に現れないように担当の裁判体で適切に処理していると認識していた。	指摘を受けた事件記録は、記録表紙に「秘匿情報あり」を赤文字で記載し、秘匿情報合む書面を別纏りにした。	記録が正しく整理されることは、事件の安定した進行を支える重要な要素であるから、普適的な事項として、民事部主任書記官会議や独簡ミーティング等様々な機会を捉えて、首次席書記官から繰返し意識づけする。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	秘匿情報、マイナンバー及び記録外書面の管理に關し、裁判官に対して判断を求めた事項及び判断内容が記録中に付属で残っており、閲覧障壁等の際に注意が必要だと感じた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	裁判官に對して判断を求めたこと、それに對してどのようない判断内容があつたのかといった経緯を残そうとしたものであつた。閲覧障壁等の際には記録を点検するので、付属を間違いくはがしている。	記録中に裁判官の判断内容等が付属で残っているのは適切でないことを書記官室に周知し、付属ははがすこととした。その上で、判断に至る経緯を残す必要がある場合には、上司及び相書記官には口頭で伝え、後任には引継書により、その経緯を残すこととする。	必要な箇所にわかりやすく指摘、説明する方法としての手筋をえみに多用される方法である一方、用済み後亮起が習慣づいていないと餘き忘れやすい。民事部主任書記官会議等様々な機会を捉えて、繰返し用済み後亮起の徹底に向けた注意喚起を続ける。
東京地裁	東京簡裁 墨田庁舎	民事	その他	秘匿情報、マイナンバー及び記録外書面に関する裁判の判断について記録化されていたが、その方法が部署内の申し合わせと異なるものがあつた。	査察担当者が申合せの提供を受け、記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録と照し確認した。	秘匿に関する事務処理を行うことがほとんどないこともあり、事務処理要領に沿った事務処理が徹底されていなかった。	各係のミーティングの際に事務処理要領に基づく事務処理を徹底するよう指導するとも、ローラー前ミニーティングの際には、主書が事件記録を確認して適正な事務処理がなされているか確認することとした。	可能な範囲で統一的な事務を行なうことで、誤りや見落としを防ぐ効果があるので、事務を統一する目的や効果を明確にして、部の運用を定着できるよう指導する。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察官	検査官	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事件処理上の改善策	フォローアップ等
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	秘密情報、マイナーバー及び記録外書面の管理に關し、紙面に秘密情報がある旨の記載はなく、ビニールカバーに取扱いがあった旨の付箋が貼られているだけであった。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	秘密情報の取扱いについての既存の取り決めはあるものの、細かく判断前の取扱いや判断後の取扱いという場合分けはなく、それでも秘密情報が記載に漏れないように担当の裁判官で適切に処理していると認識していた。	区内で初めて取扱いを実現して注意喚起した。指針を受けた事務記録は、記録表紙に「秘密情報あり」を赤文字で記載し、秘密情報含む書面を別紙りにした。	記録が正しく整理され、必要な記載がルール通り明確に記されることは、事件の安定した運行を支える重要な要素であるから、普選会の事務として、民事部主任書記官議や秘書ミーティング等様々な機会を捉えて、首次序書記官から機能・意識づけする。
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	領事館賃付経過簿は作成されていたが、事件簿の分で記載が墨されている領事(民事通常訴訟事件簿)があった。そのため、簡裁民事プログラムを使用している場合でも作成年月日の記載は必要であることを確認し、記載するよう注意喚起した。	提示を求めた帳簿について、査察担当者が確認をした。	記録に於いて、前日進行看管プログラム(簡裁民事事務用)のデータ自体が■に代わるものについては、領事館賃付経過簿に反映する必要がないものと説明していたものである。	記録において、上記プログラムのデータ自体が■に代わる■についても領事館賃付経過簿に登載すべきことを定めた平成30年11月東京地裁民事部作成の領事館賃付経過簿記載の手引(民事編)を確認した上、平成31年以降の領事館賃付経過簿に記載のあった■を反映し、作成年月日等を記載することとした。	民事部主任書記官や秘書ミーティング等の機会に、民事部の担当者からレクチャーを行った。民事部廷内相談窓口を設けることにより、困ったときにいつでも気軽に対応ができる体制を取り、フォローアップを図ることとした。
東京地裁	立川支部	民事	その他	SDカードの保管について、SDカードを使用する書記官が、保管責任者である主任書記官を経由せずに、直接自ら領事に貸出しの記載をして持ち出しており、返還時も同様の処理がされていた。	各担当者及び主任書記官からのヒアリング	看管の慣習から、原則と例外を並に処理しているうちに、それが常態化し、貸出端及び看護端をつける行為のみに重点が置かれて、本来の目的が見失われた結果によるものと思われる。主として看護者における看護の際の危険意識の欠如による管理の甘さによるものと考えられる。	各部から、以下のとおりの改善報告があった。 【フローの見直し】 ・担当書記官から貸出端の提出を受けた主任書記官は、両書記官に対し、専用ケースに収納したSDカードを貸し出す。返却時は、主任書記官に返却し、ご承認がないかを確認する。 ・担当書記官が貸出端を記載し、予め指定された場所にある専用ケースに収納したSDカードと共に主任書記官に提出する。主任書記官は、その内容を確認し、看護端に所定事項を記載し、SDカードを担当書記官に手渡しで貸し出す。ただし、やむを得ない事情のある場合は、後に貸出端を受けたことを通知や報告する。 返却に関しては、担当書記官は、貸出端に記載すると共にカードを主任書記官に渡し、主任書記官は枚数を確認のうえ、看護端に所定の事項を記載する。 ・独自にて作成していた管理制度を廃止し、専用端末通りに行うよう改めた。	検討結果について、報告を受けた。年度変更後、早期に実施される事務調査において、実施状況を確認することとした。
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	事件書類である令状請求書原本、返還令状裏面を保管しているロッカーが返却時に施錠されていない。	主任書記官からのヒアリング	保存看護の「事件書類」であることは認識しており、施錠可能なロッカーに保管していたが、令状請求書原本を取り扱う事務や看護端を主任書記官に任せていたこと、解説、施錠する担当者を決めていたかったことから、施錠の確認がおろそかになっていたなどであるが、これは、各担当者が慣習になってしまっているからである。令状請求が接客種密に属する重要な業務であることについて、書記官の認識が甘く、それを事務書きに任せきりにしていたことが問題と考えられる。	返却当日から、上記書類が保管されているロッカーは、新規4箇の事件書類が登録時に解錠、返却時に施錠し、主任書記官が施錠の最終担当者となります。 この取扱いについては、施錠全員に周知した。	検討結果について、報告を受けた。年度変更後、早期に実施される事務調査において、実施状況を確認することとした。上記の改善結果についてはそのとおりでよいが、書記官任せにせず、書記官においても事件書類、特に令状請求のような密行性のあるものの管理の重要性について認識を持つよう、管理制度において指導するよう依頼したい。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察項目	被査察事項	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項		取り組みた改善策		フォローアップの内容		改善状況等		今後のフォローアップ等に引き続き改善が必要な場合
				取扱政決がされた事件につき、特段の理由なく本文手續が進んでいないものがあった。	電話での連絡によらず、文書により手續を進めることした。	現実的に取りうる方法により、手續を進め、実績を作ることに促した。	方針に沿って文書により予定通り手續を実行した。ただし、実力回復課業を3年後に実施する予定としており、当該課業の次回実施時期についてはより近い時期に見直すべきとの意見を踏まえて再び手續の余地が生じている。	実力回復課業の実施時期や対応の方法について、可能な後押しさせる。	今後の改善の度合がならず、実質の成果を生かせなかつことを重く受け止め、指摘の重大性を踏まえて繰り返し周知、確認を続けることとする。	可能な後押しさせる。		
東京地裁	東京地裁 立川支部	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	判決原本等の取扱いについて、手續の省力化のため、被査察課の引継ぎ時に原本を渡さずに読み込んでいた。少なくとも平成22年頃には判決原本等を記録に読みこむべきでないという上で、現在も毎月1500件近くの事件が終局しており、その件数の原本を読み時間とはす時間を考えて、粗筋削減のためにそのような方法を考えたのではないかと思われる。	判決原本等を記録に読みだけでは紛失の危険があるため、被査察課の引継ぎ時に原本を渡さずに読み込んでいた。少なくとも平成22年頃には判決原本等を記録に読みこむべきでないという上で、現在も毎月1500件近くの事件が終局しており、その件数の原本を読み時間とはす時間を考えて、粗筋削減のためにそのような方法を考えたのではないかと思われる。	左記のとおり、紛失の危険を無くし、かつ原本を読みこむ時間とはす手間を最小限にする方法の使用。	左記のとおり、紛失の危険を無くし、かつ原本を読みこむ時間とはす手間を最小限にする方法の使用。	支障等の用務を踏まえ、紛失等の危険性を十分に認識し、取扱が改善されたものと考えていたが、十分に認定されておらず、指摘を受けた不相当な方法による原本紛失問題が発生した。	取扱の度合がならず、実質の成果を生かせなかつことを重く受け止め、指摘の重大性を踏まえて繰り返し周知、確認を続けることとする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	判決等原本編図目録、判決原本等保存庫の不備、未作成。	平成31年1月15日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	和解調査原本の編図目録整備を中心に進め、およそ1400件程度の対応を終えた。特別保存対応が生じたためさらなる遅延は厳しい状況であるが、地道に作業を進めている。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	判決等原本編図目録、判決原本等保存庫の不備、未作成。	平成31年1月15日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	和解調査原本編図に判決原本が記載していたり、作業人員の確保の問題もあって、担当計画のとおりにはいかない現状はあるものの、地道に作業を進めている。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	判決等原本編図目録、判決原本等保存庫の不備、未作成、及び保存期間満了記録の発票の遅れ。	平成31年1月15日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	和解調査原本編図に判決原本が記載していたり、作業人員の確保の問題もあって、担当計画のとおりにはいかない現状はあるものの、地道に作業を進めている。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	
東京地裁	八王子簡裁	民事	その他	判決等原本編図目録、判決原本等保存庫の不備、未作成、及び保存期間満了記録の発票の遅れ。	平成31年1月15日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	判決等原本編図目録、判決原本等保存庫の不備、未作成について、作業員について。平成31年1月15日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	
東京地裁	武蔵野簡裁	民事	その他	判決等原本編図目録の未作成。	平成31年1月15日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	顧問に作業が進んでおり、年度内に終了する見込み。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	支障の場合はも利用して、年に2回程度は進捗状況を把握し、処理計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを迫られる事情が生じても、少しづつでも進める状況を維持するための対応を継続するとともに、今後新たに同様の事態が生じることの無いよう、直近の対応の確認も怠らないようにする。	
東京地裁	東京簡裁	刑事	システムに入力する性質上印刷の頻度について検討するべき情報に関する事項	システムからの打ち出しについて、1年に1回の割合としているが、事件帳簿の	必須報導としての書き付けの在り方の検討	事務調査、監察での確認	検討したもの、1年に数万件という請求がある中で、■への記載などの対応を考慮した結果、事務効率の観点から、これまでどおりの処理とすることとした。	今年度の審察時に意見交換を行い、引き続き検討を依頼した。	被査察のあり方として、最低限1ヶ月に1回システムから打ち出して書き付けることとした。最終的に当該年度分の■がすべて入力できることで再検討し、完全な■とするよう指導する。	被査察のあり方として、最低限1ヶ月に1回システムから打ち出して書き付けることとした。最終的に当該年度分の■がすべて入力できることで再検討し、完全な■とするよう指導する。	被査察のあり方として、最低限1ヶ月に1回システムから打ち出して書き付けることとした。最終的に当該年度分の■がすべて入力できることで再検討し、完全な■とするよう指導する。	